

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
（略）			（略）		
糸魚川市	（略）	（略）	糸魚川市	（略）	（略）
	<u>アグリ よしだ病院</u>	糸魚川市横町五丁目9-12		<u>よしだ病院</u>	糸魚川市横町五丁目9-12
	<u>アグリケアコート</u>	糸魚川市横町5丁目9-12		<u>老人保健施設ケアポートよしだ</u>	糸魚川市横町5丁目9-12
	<u>いといがわ</u>	（略）		（略）	（略）
（略）			（略）		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。